

ID: 173

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	占有使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第5条(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (占有使用の承認) 第5条 家族旅行村の施設を占有使用するときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、赤平市エルム高原家族旅行村条例施行規則第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第5条 市長は、施設の使用について、次の各号の一に該当するときはこれを承認しない。 (1) 公の秩序又は風俗を乱す恐れがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) その他市長が適当でないと認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	行為の承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第6条第1項(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第6条 家族旅行村の区域内で、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類すること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 業として写真又は映画を撮影すること。 (4) 競技会、展示会、集会その他これに類すること。</p> <p>2 市長は、前項の承認にあたり管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第8条第2項		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第8条 第5条の占有使用の承認を受けた者,又は第6条第1項の承認を受けた者は,別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,当該使用料を後納することができる。</p> <p>2 前項の使用料は,市長が公益上又はその他特別な理由があると認めるときは減免することができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び赤平市エルム高原家族旅行村条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第8条第2項の規定による減免基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は,使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原家族旅行村条例 第9条ただし書		
例規番号	平成6年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市エルム高原家族旅行村条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の還付) 第9条 条例第9条ただし書の規定により、還付することができる理由は次の各号の一に該当するときとする。</p> <p>(1) 条例第12条第3号により承認を取り消したとき。 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>2 前項各号の理由により使用料の還付を受けようとする者は、家族旅行村施設使用料還付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市保養センター条例 第3条(第8条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用の承認) 第3条 保養センターの施設を使用するときは,市長の承認を受けなければならない。市長は,承認にあたり,管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長,教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は,公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が,暴力団の活動に利用されると認められるときは,当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は,既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において,当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは,当該許可若しくは承認を取り消し,又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市保養センター条例 第4条第2項		
例規番号	平成7年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第4条 前条の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 市長は、特別な事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市ケビン村条例 第4条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成7年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (使用の承認) 第4条 ケビン村の施設を使用するときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、赤平市ケビン村条例施行規則第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第4条 市長は施設の使用について、次の各号の一に該当するときはこれを承認しない。 (1) 公の秩序又は風紀を乱す恐れがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) その他市長が適当でないと認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市ケビン村条例 第5条第2項		
例規番号	平成7年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 前条の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は,別表第2に定める使用料金を施設を使用する際に納入しなければならない。 2 前項の使用料金は,市長が公益上又はその他特別な理由があると認めたときは減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市ケビン村条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第5条第2項の規定による減免基準は別表のとおりとする。 2 使用料の減免を受けようとする者は,使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原オートキャンプ場条例 第4条(第13条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成10年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (使用の承認) 第4条 オートキャンプ場の施設を使用するときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、赤平市エルム高原オートキャンプ場条例施行規則第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第5条 市長は、施設の使用について次の各号の一に該当するときは、これを承認しない。 (1) 公の秩序又は風紀を乱す恐れがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) その他市長が適当でないと認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	行為の承認		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原オートキャンプ場条例 第5条第1項(第13条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成10年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第5条 オートキャンプ場内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類すること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 業として写真又は映画を撮影すること。 (4) 競技会、展示会、集会その他これに類すること。</p> <p>2 市長は、前項の承認にあたり管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市エルム高原オートキャンプ場条例 第7条第2項		
例規番号	平成10年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 第4条の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を施設を使用する際に納入しなければならない。 2 前項の使用料は、市長が公益上又はその他特別な理由があると認めるときは減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市エルム高原オートキャンプ場条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第7条第2項の規定による減免基準は別表第2のとおりとする。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例 第6条第1項		
例規番号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第6条 研修ホールを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は,市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,前項の許可をする場合において研修ホールの管理運営上必要があると認めるときは,その使用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第7条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第7条 市長は,次の各号の一に該当するときは,研修ホールの使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物,付属設備及び備付物件を破損し汚損し,又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他研修ホールの管理運営上支障があると認めるとき。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長,教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は,公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が,暴力団の活動に利用されると認められるときは,当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は,既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において,当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは,当該許可若しくは承認を取り消し,又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例 第10条		
例規番号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市産業研修ホール条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第10条の規定による使用料の減免に関する基準及び減免の率は、別表のとおりとする。 2 使用料の減免を受けようとするものは、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例 第11条ただし書		
例規番号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由により、使用ができなくなったとき。 (2) 第8条第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。 (3) その他市長が特別な理由があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び赤平市産業研修ホール条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 条例第11条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったときは全額還付する。 (2) 条例第8条第4号の規定により使用料許可を取り消されたときは全額還付する。 (3) その他特別な理由があると認めたときは全額又は一部を還付する。</p> <p>2 前項各号の規定により使用料の還付を受けようとするものは、産業研修ホール使用料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例 第13条		
例規番号	昭和61年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (特別設備等の設置) 第13条 使用者は, 使用にあたって特別の設備を設け, 又は特殊物件を搬入しようとするときは, 市長の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	許可事項の変更の承認		
例規名 根拠条項	赤平市産業研修ホール条例施行規則 第4条		
例規番号	昭和61年規則第1号		
<p>【根拠条文】 (許可事項の変更) 第4条 前条第2項の規定により使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、許可事項を変更しようとするときは、使用許可書を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日